

## 第9回シェアリングエコノミー検討会議 議事要旨

1. 日 時：平成30年3月20日（火）9:29～11:18

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館 11階 共用第1特別会議室

### 3. 議 事

- (1) 開会
- (2) 各府省庁の取組について
- (3) シェアリングエコノミー協会の取組について
- (4) シェアリングエコノミー活用事例の公表について
- (5) シェアリングエコノミーを巡る新しい動きについて
- (6) 今後の方向性について
- (7) 意見交換
- (8) その他
- (9) 閉会

### 4. 配布資料

- 【資料9-1】内閣官房シェアリングエコノミー促進室の取組について [事務局]
- 【資料9-2】総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組について [総務省]
- 【資料9-3】シェアリングエコノミー促進に向けた経済産業省の取組 [経済産業省]
- 【資料9-4】シェアリングエコノミー認証制度の運用状況について [シェアリングエコノミー協会]
- 【資料9-5】シェア・ニッポン100 ～未来へつなぐ地域の活力～ シェアリングエコノミー活用事例集（平成29年度版） [事務局]
- 【資料9-6】ANA×Sharing Economy [ANAホールディングス株式会社]
- 【資料9-7】Jukies(ジューキーズ)について [豊田通商株式会社]
- 【資料9-8】今後の検討の方向性について [事務局]

### 5. 参考資料

- 【参考9-1】内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 提出資料
- 【参考9-2】消費者庁 提出資料

## 6. 出席者

(構成員) 中央大学大学院法務研究科 安念 潤司 主査  
東京大学大学院情報学環 生貝 直人 構成員  
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 坂下 哲也 構成員  
一般社団法人シェアリングエコノミー協会 重松 大輔 構成員  
一般社団法人新経済連盟 関 聡司 構成員  
慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 中村 伊知哉 構成員  
九州大学法学研究院 成原 慧 構成員  
森・濱田松本法律事務所 増島 雅和 構成員  
一般財団法人日本消費者協会 松岡 萬里野 構成員  
国立研究開発法人産業技術総合研究所人間情報研究部門 持丸 正明 構成員  
弁護士法人英知法律事務所 森 亮二 構成員

(関係省庁)総務省地域力創造グループ地域政策課 村手 聡 課長  
総務省情報流通行政局情報流通振興課 金坂 哲哉 課長補佐  
厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 坂本 久美夫 情報化政策分析官  
経済産業省商務情報政策局情報経済課 松田 洋平 課長  
国土交通省総合政策局情報政策課 藤田 礼子 課長  
観光庁観光産業課 田口 壮一 課長補佐  
環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室 池田 さゆみ 企画班長

(ゲスト) 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 佐別当 隆志 事務局長  
ANA ホールディングス株式会社デジタル・デザイン・ラボ 津田 佳明 チーフ・  
ディレクター  
豊田通商株式会社建機事業部建機第一グループ 中島 領介 主任

(事務局) 遠藤 紘一 政府C I O  
内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室 玉田 康人 次長、矢作 友良 次長、  
柴崎 哲也 参事官、奥田 直彦 参事官、高田 裕介 企画官

○安念主査 おはようございます。ただいまから、第9回「シェアリングエコノミー検討会議」を開催いたします。主査の安念でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様には、御多用の中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

出席者はお手元の座席表の記載のとおりですので、どうぞ御確認ください。

初めに、山下内閣府大臣政務官より御挨拶をいただきます。

○山下政務官 皆さん、おはようございます。

政府の中でシェアリングエコノミーを担当しております内閣府の大臣政務官の山下雄平と申します。本日は年度末の大変お忙しい中、安念主査を初め、皆さんにお集まりいただき、まことにありがとうございます。

先ほど、もう発表されたと思いますけれども、私の上司であります松山大臣のほうから、閣議後会見で「シェア・ニッポン100～未来へつなぐ地域の活力～」というものを公表させていただきました。皆様のお手元にもあるのだらうと思いますけれども、シェアリングエコノミーの活用事例を政府として発表した初めての活用事例集であります。ぜひとも皆様に内容を御一読いただければと思います。

私は九州の佐賀県出身なのですが、この中にも佐賀県多久市の事例がありまして、かなり人口の少ないところでありまして、皆さんの想像する駅前とは大分違うと思うのですが、駅前にクラウドワーカーを養成する拠点を整備して、そこで子育て中の女性などが働けるような場所を提供したというような事例で、私のような田舎の過疎地出身でもシェアリングエコノミーというものが本当に大事なのだなということを改めて感じる事ができました。

また、この事例集の中には入っていませんけれども、皆様も足を運ばれた方もいらっしゃると思いますが、ここから歩いても行ける永田町グリッドに私もお邪魔して、働くということだったり、職場ということだったり、生活することのイメージが、私は38歳ですが、今後の時代というのは大分変わってくるのだなということを改めて感じる事ができました。

人口が減って、若い人が減って、そして人生が100年時代になるという中で、今までの単線型だった働き方が本当にいろいろな働き方がこれから考えられる。そうしたものに対応できるのがシェアリングエコノミーではないかということで、本当に可能性を強く感じたところであります。

一方で、地方のなかなかICTみたいなことに強くないところでは、こうしたシェアリングエコノミーについて可能性を感じるものの、どうやったらいいかわからないというような話もよく伺いするところでございます。

私の地元も含めて説明会なんかしておりますけれども、きょう各省からシェアリングエコノミー活用の支援策について発表があると伺っておりますけれども、ぜひともそうしたものも活用しながら、オールジャパンでこうした取り組みを広げていって、日本の活力、そして皆さんがどういう状況でも働きやすいような環境をつくっていくことが非常に重要だと思っておりますので、皆さんの忌憚のない御議論をいただければと思います。

きょうはよろしく願い申し上げます。

○安念主査 政務官、どうもありがとうございました。

今政務官がおっしゃっていた活用事例については、きょうの資料の中の6番に出ていますので、後ほど事務局から説明をしていただくこととなります。

よろしく願いいたします。

続いて、遠藤政府CIOより御挨拶をいただきます。

○遠藤政府CIO おはようございます。

雨の中、また私のような年寄りには大変こたえますが、急に寒くなったにもかかわらず御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日で9回目の会合になるわけですが、今、山下政務官からも御紹介のありまして、事例を一生懸命集めてきて相当な数になっています。ただ、まだ十分な効果が出ていないというものも中に含まれておるわけでありまして、それは始めてまだ間がないということもありまして、今回の事例集はこんなに効果が出たというものと一緒に、こんなニーズに対してこうやって応えようとしているのだというトライアルのようなことも含めて、いろいろな方のいろいろな発想を誘発させようということもありまして載せてございます。したがって、次回にまた見直して出すときには、その辺の進展状況も含めてプラスができればと考えておるわけがあります。

そういうことでございますので、皆さんのほうからもいろいろと、これはシェアリングエコノミーと言っていいのかどうかとか、余り斟酌せずにやっていただきたい。

これはどういうことかという、シェアリングエコノミーということが最近出だしたわけですが、私が会社に入ったころ、50年以上前ですが、そのときからもうシェアリングエコノミーというのは随分あるのです。

例えばリース。これは間違いなくシェアリングエコノミーですよね。それから、私が入った会社は建設、私が入ったころは日本は高度成長時代の直前で建設がすごかったのですけれども、建設現場というのは長くても2年とか3年、短いところだと1年くらいで終わりになってしまう。そういうところでも図面をとることがすごく必要なのですけれども、そうするとコピーというのは非常に重要なのですが、終わると要らなくなってしまうのです。ですから、数カ月から数十カ月の間だけ要る。終わると、それがまた別のところで次の仕事に回されるというようなことに目をつけて、短期の貸し出しというのがありました。

考えてみれば、建設現場のワーカーの人も言ってみればシェアリングエコノミーですよね。いつも同じところで働いているわけではなくて、あっちへ行ったりこっちへ行ったりしているわけですから。

そういう意味で、シェアリングエコノミーというのは、私が思うにはいろいろな価値のあるものを固定させずにいろいろなところで有効に使う。余裕があったらどんどん共有をする、同時に使うということがあってももちろんよろしいということでもあります。

インターネットが発達した世の中では、そういう余っている人と欲しい人が非常にマッチン

グがしやすくなったということで、シェアリングエコノミーというのがまた大変クローズアップされてきているということではないか。

昔のシェアリングエコノミーはかなりのニーズがボリュームとして湧き上がってこないビジネスというところまでいきませんでしたけれども、今はインターネットのおかげで、小さなニーズがあるというところもうまく組み合わせて、一つ一つが小さくでも種類とか量でいうと相当大きな経済的価値を生み出せるようになってきたのかなと。

要するに、半世紀前の経済の状況を身をもって知っている私と、今この状況が変わってきたということを重ね合わせますと、なるほどそういうことなのだと。温故知新というのですか、そういう感じです。

ですから、皆様の身の回りにシェアリングエコノミーと言えるものは幾らでもあると思って、余り自分自身に枠をはめずにいろいろなことを言っただけだと、周りで大変助かるということになるのではないかと思いますので、ぜひ闊達な御意見をいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○安念主査 どうもありがとうございました。

本日はペーパーレス会議でございますので、操作方法を御説明いただきます。

○高田企画官 端末操作について簡単に御説明いたします。端末の操作は発表者が行いますので、皆様の端末は勝手に画面が遷移いたしますので、よろしくお願いいたします。

ただ、もし興味があるページが先にあるとか、表示されているページを拡大・縮小したいとか、もう少し見ていたいという場合は、画面中央部上部に「個人」というボタンがございますので、こちらを押していただければと思います。それで見ている中でまた発表者と同じページに戻りたいときは「共有」のボタンを押していただければ、自動操作が再開いたします。ですので、操作権を自分でとりたいときは「個人」、発表者にお任せするときは「共有」のボタンを押していただければと思ってございます。

それで、画面上部右側の「発表者」のボタンは、プレゼンターの方が発表するときに押していただければと思いますので、発表される方以外の方は無視をしていただければ結構でございます。

操作等で何かお尋ねになりたいことがありましたら、手を挙げていただければスタッフの者が駆けつけさせていただきます。

注意事項で絶対に押してはいけないボタンがあるのですけれども、画面左上のドアになっているアイコンがございます。こちらのアイコンを押してしまうと、この会議自体が終了してしまいますので、くれぐれも興味本位で押さないようお願いいたします。

私からは以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

早速、議事（２）「各府省庁の取組」に入ります。

各省庁におけるシェアリングエコノミーの取り組みについて、事務局である内閣官房シェアリングエコノミー促進室、総務省、経済産業省から、大変恐縮ではございますが、それぞれ5分御説明をいただきたいと思っております。

なお、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、消費者庁からも参考資料の御提供をいただいておりますので、適宜御参照ください。

なお、質疑応答については、議事（4）の後にまとめてお受けしたいと思っております。

それでは、事務局よりお願いいたします。

○高田企画官 まず、資料9-1の1ページ目をごらんください。

（PP）

こちらの検討会は一昨年の7月に立ち上がりまして、同年の11月にシェアリングエコノミー促進プログラムを取りまとめていただきました。こちらのほうは、私たちが今の基本政策として位置づけているところがございます。引き続き、どうぞよろしくお願いただければと思います。

（PP）

続きまして、この促進プログラムの推進役として設立されましたのが私たちのシェアリングエコノミー促進室になります。

役割でございますが、シェア事業者、自治体等々、いろいろなシェアリングエコノミーに質問のある方、問い合わせされる方のワンストップ窓口という位置づけになってございます。

29年度の活動実績はこちらにあるとおりでございます。どれぐらい私たちのドアをたたいていただいているかということにつきましては表1のグラフをごらんください。今年の2月現在、累積で201件の問い合わせということで、ほぼ1日1件ペースでいろいろな問い合わせでありますとか御照会をいただいているところではございます。相談者の属性区分は表2のとおりでございます。

（PP）

続いて、関連の政府決定でございますが、こちらに書いてあるとおりでございます。

未来投資戦略の中で、自主ルールによるシェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保、2つ目として私たちシェアエコ促進室での法令解釈等々にかかる相談、3点目といたしまして、きょうの事例集を公表いたしました。活用事例を本年度中に少なくとも30地域で創出すること。この3つが成長戦略の中でも掲げられているところがございます。

また、新年度に向けましても方針出しが幾つかかなされているところがございます。昨年12月に打ち出されました生産性革命に関する新しい経済政策パッケージにおいても、シェアリングエコノミーの事例創出について書き込みがされているところがございます。

また、同月に行われました私たちのIT新戦略の策定に向けた基本方針におきましても、シェアリングエコノミーについて推進していく位置づけがされてございますので、本日御議論いただいたこともこういったところに打ち込んでいきたいと思っておりますので、どうぞ充実した御議論をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

続いて、総務省地域力創造グループ地域政策課、村手課長、それから情報流通行政局情報流通振興課、金坂課長補佐より、資料9-2に基づいて御説明をお願いいたします。

○村手課長 総務省でございます。

総務省では、地域力創造グループ、情報流通行政局が協力してシェアリングエコノミーに対する取り組みを行ってございます。

(PP)

地域力創造グループにおきましては、先ほど遠藤CIOのお話もございましたけれども、昔、地域には非常に助け合いの精神があつて、地域や共同体がそれによって維持されていたという事実があるわけですが、互助の精神、いわゆるシェアリングという意味でもあるのではないかとこのように思っております。

そうした中で、シェアリングエコノミーが進展してきて新たな共助の仕組みというものを生み出す。こうしたことに着目いたしまして、地域のさまざまな課題が噴出しているわけですが、これを解決して地域活性化を図るために、新たな共助の仕組みを生み出すシェアリングエコノミーを活用してはどうかということで、平成30年度にシェアリングエコノミー活用推進事業という事業を立ち上げることとして予算に計上してございます。予算規模1億円ということで、1団体1,000万程度で15団体の地方団体を選定してモデル事業を展開していただくことにしてございます。

(PP)

この30年度のシェアリングエコノミーの活用推進事業を推進するために、30年度の実証期間を長くとるために29年度からこのタスクフォースというものも設けまして、内閣官房のIT室にも御参加いただいて、シェアリングエコノミー協会、また地方団体に御参加いただいて、どのようにモデル事業を進めていったらいいのか、実施方針等を定めるために検討をしてきたところでございます。

また、政府の予算決定に当たって、まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版に当たりましては、下記のようにシェアリングエコノミー活用事業を推進すると書いていただいております。

(PP)

来年度のシェアリングエコノミー活用推進事業の実施方針といたしましてタスクフォースでまとめた内容でございますけれども、とりあえず来年度、30年度においては1に書いてございます対象分野4分野を対象といたしまして、3のモデル事業を通じて明らかにすべき事項、サービスの提供面、利用面、マッチング面での地方公共団体の果たす役割、またさまざまな関係者の役割分担、費用負担のモデル、それからシェアリングエコノミー以外の手法による行政サービスの提供との比較等を行って、モデルをつくりだしていきたいと考えてございます。

私からは以上でございます  
引き続きお願いいたします。

○金坂課長補佐 総務省の情報流通行政局でございます。

(PP)

情報流通行政局のほうでは、こちらに今表示されております地域情報化アドバイザーを使った人的な支援、それからIoTの実証・実装といった文脈でのモデル的な支援を行っているところでございます。

昨年度御説明させていただいたところからの変更点を中心に説明させていただきます。

まず、シェアリングエコノミー伝道師を当省の地域情報化アドバイザーとして派遣させていただくという取組につきましては、去年の8月以降、平成29年度に10件の派遣を行っているところでございます。

(PP)

石崎さん、石山さん、佐別当さん、積田さんに出向いていただいて、シェアリングエコノミーを各地で説明していただくといった形で、派遣事例が出ているところでございます。

(PP)

続きまして、ICT地域活性化大賞でございます。

こちらは事業概要に書いてありますように、地域が抱えるさまざまな課題を解決し、地域を活性化するためにICTを利活用した先進的な取組を募集し、特に高い効果、横展開が見込まれる事例等に重点をおいた上で、優れた事例の表彰を行うものでございます。シェアリングエコノミー関係では、平成28年度はガイアックスさんが受賞したところでございますが、今年度は3件、特に総務大臣賞としてAsMamaさんが受賞されました。シェアリングエコノミーが社会において普及してきていることが先進的な事例として表彰されたことに現れていると考えております。

こうした事例につきましては、事業概要の3つ目でございますけれども、全国展開を後押しさせていただきまして、後ほど説明をさせていただくほかの事業にもつながるということでございます。

(PP)

AsMamaさんの審査結果です。

(PP)

そのほかにも記載の方々が賞を受賞されております。

(PP)

こちらは地域IoTの実装推進事業でございます。

こちらは地域IoTの実装推進ロードマップに基づく成功モデルの普及展開ということでございますけれども、先ほど説明したICTの地域活性化大賞を受賞した事例のようなどころについては、成功モデルとして横展開を引き続き来年度も支援させていただくところでございます。

(PP)



また、本事業につきましては来年度より、地方単独事業につきましても地方特別交付税が措置されているということでございます。

(PP)

またIoTサービス創出支援事業では、新しいIoTのモデルとしてシェアリングエコノミーを使った新規モデルということを来年度も実証させていただくということにしております。

(PP)

また、地域IoT官民ネットとして、我々IoT推進に意欲的な自治体と地方展開に熱心な企業さんが参加するネットワークを立ち上げているところでございますが、昨年11月8日に開催されたシェアサミットと連携いたしまして、シェアリングエコノミーをテーマにしたイベントを開催させていただいているところでございます。

御説明は以上でございます。

○安念主査 次に、経済産業省商務情報政策局情報経済課、松田課長よりお願いいたします。

○松田課長 経済産業省の取り組みについて御紹介したいと思います。

総務省、IT室と連携しながら具体的な事例の創出ということを経産省もやっておりますけれども、きょうは規制の緩和、規制の見直しと国際標準化について、2点御紹介をさしあげたいと思います。

(PP)

シェアリングエコノミーを実際に事業者がやられる中で、規制の問題というのはいろいろところで障害になってくる面があるかと思っております。それとグレーゾーン解消制度・新事業特例制度というのがもともと産業競争力強化法の中にございますけれども、これについては少し充実するということでの制度の拡充の改正案を国会に提出をしております。

具体的には左下のほうでございますけれども、グレーゾーン解消制度については、行政機関は最終的に回答した際に、今までは理由の提示とか回答の公表が義務化されていなかったということでございますけれども、他の事業者を含めた産業全体で新事業を促進するという観点では、回答時の理由提示と公表ということを法律としても位置づけようというのが1つ目でございます。

2つ目が、申請前に実際にどんな法律がどう適用されるのかということで、具体的な提案がなかなかしづらいということもございますので、これについても申請前の情報提供のサポートを制度的に手当するというようなことを提案しております。

(PP)

2ページ目に行ってくださいまして、これは昨年グレーゾーン解消制度を活用していただいたシェアリングサービスの事例でございます。

左側の中長距離の相乗りマッチングサービスについては、旅客自動車運送事業に該当するかどうかについての照会ございまして、これは実費相当で相乗りを実現するサービスというものはどうかというものでございます。これについては照会結果、該当せずということでございま

して、これを踏まえて実費ベースでございますけれども、事業自体はスタートできる環境になったと。

右はスマートチェックイン民泊サービスでございます、これはスマートロックを活用した民泊を効率的にやるサービスということでございます。これについては旅館業法上の許可に当たっての玄関帳場の設置が義務づけられるのかということがありまして、これについては義務づけられないということになりました。ここがはっきりしたところだと思っております。

(PP)

次のページに行ってくださいまして、今回の国会であわせて、規制のサンドボックス制度についても生産性向上特別措置法案の中で提案をさせていただいております。

これについても、従来の技術とか産業構造を前提とした既存の規制法令というのはなかなか新しいビジネスモデルにマッチしないということについて、まずトライをしてみるという実証による政策形成をサポートするという観点で、規制のサンドボックス制度の具体的スキームを考えてございます。

これは事業者から申請をしていただいて主務大臣にいくわけですがけれども、加えて評価委員会が一番右側のほうにありますけれども、内閣総理大臣が任命する評価委員会でイノベーション促進の観点からもどうなのかということをお議論いただいて、主務大臣に対して意見を出していただいで、その中で具体的な個別事業を認定していくというスキームを検討してございます。

シェアリングサービスにおいても、こういった分野の活用を我々としてもぜひ具体案件をサポートしていきたいと思っております。

(PP)

最後のページでございますけれども、国際標準化でございます。

シェアリングエコノミーについては、まさにモデルガイドラインというのを協会中心につくっていただいたものをベースに海外に国際標準化活動をしていこうということで、ISOへの新事業項目の提案でありますとか、新TCの設置といったことをシェアエコ協会の方々と一緒になりながら検討を開始したところでございます。

これも、実際に日本でこういう仕組みが進んでいたからこそ、国際的な提案ができるということで動き出しているということでございます。

加えて、これは御紹介だけですけれども、右側の標準のあり方についても国会に提出をさせていただきまして、今まで工業標準化法というのは鉱工業分野のみを基本的に対象としてきたということでございますけれども、これについてもデータ、サービス分野を加えるということで、JISの範囲を広げていくということでございまして、この中でもシェアリングエコノミーというものもまさにサービス領域における重要な規格であろうということで、こういった法改正も進めていくということでございます。

以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、議事（3）の「シェアリングエコノミー協会の取組について」に移らせていただきます。

シェアリングエコノミー協会、佐別当さんより20分程度で御説明をいただきたいと思います。

○一般社団法人シェアリングエコノミー協会佐別当様 皆さん、おはようございます。シェアリングエコノミー協会の事務局長をしております佐別当と申します。

協会の活動としまして、昨年度、主にこの検討会議と連携した取り組みとしまして認証制度を立ち上げましたので、そちらを中心に御紹介したいと思っております。

ただ、前半に関しまして、協会がどこを目指しているのかといったビジョンとか方向性も改めて御紹介させていただきたいと考えております。

(PP)

シェアリングエコノミー協会ですけれども、設立したのが2016年1月という形で、今年に関しましては協会設立3年目の活動となっております。

(PP)

おかげさまで組織としましては当初30社ぐらいからスタートした団体ではございますけれども、現在220社を超えておりまして、毎月新規で10社ほど会員企業がふえている状況になっております。

代表理事2社、理事が5社に加えまして、先月から幹事というのも新設しておりまして、Airbnb Japan、ファッション系の洋服のシェアリングを展開しておりますエアークローゼット、家事代行を展開しておりますタスカジ、この3社が幹事企業として新たにリーダーシップを担っていただけたという形をとっております。

また、事務局メンバーもふやしておりますし、海外の有識者のアドバイザーも設置して、活動の幅を広げているという状況でございます。

(PP)

シェアリングエコノミー協会設立からのビジョンではあるのですが、1点目の「すべてのひとが様々なカタチで、経済行為に参加できる社会の実現」するということを目指しております。これまでの正社員、企業が中心となっている社会から個人が中心となる社会にどんどん移行していく。インターネットの発展に伴いまして、個人がブログとかYouTubeなどで情報発信できる社会にはなってきているとは思いますが、個人が企業に属さなくても働ける社会というのがシェアリングエコノミーを通じてより実現できると思っております。その際に、障害者とか、介護中の方とか、主婦の方とか、そういった方々も起業する必要もなく自立できる、経済行為に参画できる社会を目指していきたいと考えております。

それに伴って、業法的な法律の課題とか、または社会保障の課題とか、さまざまな仕組みに時代に合っていない部分があると思いますので、そこを実現できるような形の活動を協会としては展開していきたいと考えております。

一方で、今回の御紹介にもありますけれども、プラットフォーム事業者が一定程度の責任を担う必要もあると思っております。その際に、利用者保護の体制とか認証マーク、一例ではご

ございますけれども、安全・安心の対策というところをプラットフォーム企業もしっかりと展開していく必要があるというところの活動も展開していこうと考えております。

(PP)

目指しているところとしましては、これまでの国家が中心、または企業を中心だった時代から、個人が中心になる時代に21世紀は移っていくと思いますので、その際に供給者から受給者という一方通行の社会から、供給者と受給者、CtoCという形で双方向で誰もが社会参画ができるような仕組みをしっかりとつくっていききたい。そういうことによって、一億総活躍とか100年働き続けるといったような社会が実現できるのではないかと考えております。

(PP)

現在、シェアリングエコノミーというのは、空間、モノ、移動、スキル、お金、さまざまな分野で数百のサービスが国内でも立ち上がっておりますけれども、国内のユーザー取引額としましては昨年度2,660億円という規模までふえてきております。例えば、最近でしたらモノのシェアリングというところで、クラフトとか手仕事の個人がつくったものを販売するminneというサービスがあるのですが、minneに関しましてはこの1サービスだけでも昨年度100億円の流通総額になってきておまして、奄美大島といった島でも自分でつくったものを販売できる。

特にこの3月、4月は小学校とか幼稚園で、上履きの袋とか給食袋といったものを主婦がつくるというのが慣例であると思うのですがけれども、現在はミシンを持っていない方もたくさんいらっしゃいますし、そういったものを誰かにつくってもらいたいというところで、主婦の方のスキルをそのまま仕事にかえていくところでも、minneのサービスも広がってきているというのがございます。

ほかにもAnycaというCtoCの個人間のカーシェアリング。こちらが会員数が昨年10万人を突破しておまして、企業が提供するBtoCのカーシェアリングは100万人を突破しておりますけれども、個人のサービスというところもどんどん広がっているというのがございます。

(PP)

そういった中で、協会としましては今2,600億円というユーザー取引額を2020年には1兆円というところまで目指していきたいと思っておりますし、その中での認証制度の立ち上げからシェアリングシティというシェアリングエコノミーを活用する自治体をふやしていくというところも展開しておりますし、やはり2020年オリンピック・パラリンピックの際には、シェアサービスが急激な需要に対して供給不足を解決するというところで、非常に活躍できる機会があると思っておりますので、その際にシェアサービスが安心かつ地方でも活用できるような個人でのCtoCの経済の確立とインフラとして定着できるような状態を目指していきたいと考えております。

(PP)

それでは、認証制度の運用状況について御紹介したいと思います。

(PP)

昨年度認証マークの授与という形で、経産省、総務省の方々とも御協力いただきまして、認証マーク授与式を7月、11月にこういった形で表彰またはPRというように展開しております。

(PP)

認証取得サービスは現在15サービス取得しております、先ほど御紹介がありましたが、その中でICT地域活性化大賞にはAsMamaまたは長距離のライドシェアのnottecoが受賞しているという状況になっております。

(PP)

スケジュールとしましては、昨年かなりタイトなスケジュールだったのですけれども、検討会議の委員の先生にも認証委員会、第三者委員会のメンバーに入らせていただきながら、3月から委員会を立ち上げまして、6月にローンチ・申請受付をしまして、7月から第1号グループ認証がスタートしております。現在まで3号グループ審査というところで、追加でもう3サービスほど付与が近日中に発表される予定になっております。

(PP)

また振り返りではありますけれども、シェアリングエコノミー検討会議または認証制度の設立の背景としまして、日本の現状としまして、欧米諸外国と比べてシェアリングエコノミーの認知度または利用率が総じて低いというデータがありました。理由としまして、日本人は特に事故やトラブルの対応に不安がある、または行政による規制やルールの整備・許可が必要であるといったところが50%近く日本人は諸外国よりも高いデータとなっております、それに対してまず安心・安全という取り組みを業界または企業としても取り組むべきというところで優先して展開しておりました。

(PP)

データとしてもこちらに赤く出ているところは、明らかに日本のほうが安心・安全に対する意識が高いという状況になっております。

(PP)

また、ほかのアンケート調査としましても、行政、規制のルールが必要だということも出てきておりますし、一方で法律または条例をつくってしまいますと、変化の早い状況の中では法律を改正するのは時間がかかってしまうということもあります。

(PP)

取り組みとしましては、検討会議でつくっていただいたガイドラインと協会による自主規制を組み合わせたハイブリッドなルールというところで、安心・安全対策に関してはプラットフォーム事業者がしっかりと責任を持って自主的に取り組むべきというところで認証マークを展開しております。

また認証マークを取得する企業のメリットというところで、保険会社の協力もいただきながら、保険料が最大60%安くなるとか、先ほどの自治体との連携が展開しやすくなる、または今後海外展開しやすくなるということを置いております。

(PP)

審査フローとしましては、まだまだシェアリングエコノミー企業は、各社はスタートアップの企業も多いので、申請から認証取得のところでできるだけ簡略化をしていこうということもございまして、申請の段階では最初にウェブベースのアンケート項目に答えていただきまし

て、審査に関しましてもできるだけこちらでヒアリングベースでアンケートに基づいて短時間で終わるような形をとっておりまして、できるだけコストも先方の工数も少ない状況をつくりながら、運用をスピーディーに展開をしているというのがございます。

(PP)

また、モデルガイドライン以外で協会のほうで認証のチームでつくっているハードルもございます。1つは、税制調査会等でも話が昨年度出ておりましたけれども、納税促進というところで、プラットフォーム企業としてしっかりと確定申告を個人の方々にしてもらおうというところの情報発信をしてもらおうとか、あとは売上金の分別管理というところで、一旦プラットフォーム企業がお金を預かる形になりますので、その資金に関しては事業用の資金口座とは別で管理をするとか、または社内規程としてしっかりと社内運用ルールに記載してもらおう等々がございます。

(PP)

ほかにも、認証をとっておしまいではなくて、年に1回サーベイランスの審査というところでPDCAの活動をしてもらうという仕組みを条件として入れておりまして、年1回のチェックを実施する予定になっております。

(PP)

ベンチマークとしましては、イギリスでこういったシェアリングエコノミーのトラストシールというのがございまして、認証の制度がございましたので、こちらのほうもベンチマークをしながらつくってきたというのがございます。

(PP)

先ほど経産省からの御紹介もありましたが、ISOという形で、国際的にシェアリングエコノミーというのはさまざまな地域でハレーションが起こっておりますので、国連の下部組織のIWAというところで昨年は3月から認証の仕組みをつくっていき、国際標準のルールをつくっていきという動きがございまして、こちらに協会としまして参加をさせていただきまして、ただいまルールづくりというところにも入っていきという話をしております。

特に日本だけではなくなかなか英語圏での展開は難しいところもありますので、イギリスのBSIという英国規格協会と連携して、一緒にISOの基準づくりをしていきという動きを展開しております。

(PP)

IWAの中では、シェアリングエコノミーに関するINTERNATIONAL WORKSHOP AGREEMENTというのが発表されております。

(PP)

この中で、完全性、透明性、説明責任等々、10項目が紹介されています。

(PP)

こういった中身についても、認証委員会のメンバーでも情報共有をしながら日本の内容と海外の内容をしっかりと連携をとっていたり、あとは海外の内容について日本からしっかりと情報発信、プレゼンテーションもさせていただいているという状況になっております。

(PP)

今年に関しましては、イギリスと連携しながら国際的なISOの基準にこの認証の仕組みをできる限り反映できるような体制をつくって、日本から世界に対する貢献というところもしっかりとつくっていきたいと考えています。

(PP)

ただ、幾つか課題も出てきておりますし、この検討会議だけではないのですけれども御協力いただきたいところも出ているというのがございます。

(PP)

今15サービスが認証制度を取得していますけれども、もっともっと認証という仕組み自体のPR、普及活動もしていかなければいけないですし、そのメリットをもう一段ふやしていかないと、シェアリングのプラットフォーム企業全てが認証サービスをとるという意識にはなかなかなっていない部分もありますので、引き続きサポートいただければと考えております。

あとは、プラットフォーム企業に対するガイドラインはできているのですけれども、サービスを提供する側、利用する側に関するユーザーガイドラインというのは今ない状態です。今回シェアリングサービスを提供するまたは利用するというのは個人の方々ですので、企業が提供するサービスとはひと味違う、一定程度自己責任というところも発生してしまう部分もあります。そういった意識で目利きができるような個人というのをつくっていくべき分野だと思いますので、ユーザー向けのガイドラインも策定する必要があるのではないかという議論もでてきております。

またはシェアリングエコノミー全般のガイドラインはできておりますけれども、個別のライドシェアとか、家事代行とか、さまざまな分野の業界別に進化したものも今後必要になってくるのではないかと考えております。

以上になります。

○安念主査 どうもありがとうございました。

次に、議事（４）「シェアリングエコノミー活用事例の公表について」でございますが、事務局からお願いいたします。

○高田企画官 失礼いたします。

それでは、お手元の資料9-5をご覧くださいませでしょうか。時間の関係もありますし、事前に資料のほう御案内させていただいておりますので、私のほうからはポイントのみに絞って説明をさせていただきたいと思っております。

(PP)

まず、今回の事例の全体の状況でございますが、北は北海道の天塩町、南は鹿児島県の奄美島で、北から南まで37事例を選定、掲載させていただいております。

(PP)

そもそも事例集の趣旨でございますが、冒頭に遠藤政府CIOの挨拶にありましてとおおり、何を

していいかよくわからないという地域の方々が多うございますので、まずは事例の見える化をする。これを通じて、後続する取り組みはもとより、新しい事業のアイデアを誘発していく。これが大きな目標だと思っております。

冒頭にシェア・ニッポン100と申し上げましたが、37事例しかないのになぜ100かという御質問を受けますが、2020年までにこれを100事例までどんどんふやしていきたいと思っておりますので、今後も充実化を図っていきたく思っております。

事例の収集方法でございますが、私たちの情報提供や各省庁からのヒアリング、加えまして年末からシェアエコ協会及び加盟の個社に対するヒアリングを行わせていただきました。

また、一般社団法人地方行財政調査会の御協力をいただきまして、昨年10月から11月にかけて悉皆アンケートをさせていただいております。

こういった方法で取得したデータをもとに、それぞれ深掘り調査を行わせていただいております。

掲載基準でございますが、そういった深掘り調査を通じて、まず効果がある程度発現しているよねというもの。加えまして、冒頭申し上げた新しいアイデアを誘発するという観点から、内容がまだ発現していなくても取り組み内容がおもしろいよね、新しいよね、あるいはそもそも解決する課題が非常に具体的であって、それにちゃんと向き合おうとしているものにつきましては前広に掲載をさせていただきました。

(PP)

続いて、事例集の構成でございます。

基本的に各主体に作成いただいた内容につきまして、それに基づいて個票のほうを後段で作成をさせていただいております。

個票については、取り組みの概要、シェアエコを活用したことによって地域にどうの変容をもたらしたかというビフォーとアフター、加えましてその取り組みに当たって注力したポイント、例えば広報であるとか住民の方に安心感を与えるためにどういったことをしたとか、そういったことにつきましてノウハウ的なものを記載させていただいております。

ただ、取り組みも道半ばのものが多うございますので、これから何をしていくか、あるいは残された課題としてどういうものがあるかということにつきましても、虚心坦懐にそれぞれ正直なところを各団体からも記載をいただいているところでございます。

事例集の位置づけにつきましては参考2に書いてあるとおりでございます。

(PP)

続いて、全体的な特徴をオーバービューさせていただきます。

1 ポツ目ですが、多くの事例がまだ実証やトライアルの段階であるということでございます。

ただ、シェアエコ協会さんと連携をして、初期の段階からのシェアリングシティなど先行的な取り組みを行っているところにつきましては、一部効果が発現しているところが出始めてございます。

先回の検討会で御紹介させていただきました天塩町とか、あるいはこの後ANAさんから御紹介あります島原市の事例、こういったところは一つ新しい効果の芽吹きが出てきているのかなと



という印象を受けてございます。

続いて、取り組みのきっかけ、取り組みを行おうと思った地域課題を分類させていただきますと、観光、就業機会創出、地域の足の確保、あるいはイベント時の需給のバランス、こういった類型が可能なのかなと思ってございます。下の円グラフの真ん中のほうをごらんいただければ、概ね類型化が可能な状況になっているということを御理解いただけるかなと思ってございます。

ユニークな例としては、東京都渋谷区で地域コミュニティの再生ということで、シェアリングサービスを地域SNS的に活用いたしまして、住民へのきめ細やかな情報発信とか、地域の町内会のチラシの張り出し、あるいは住民に対する回覧板の提供、こういったところを電子的に行って、地域コミュニティの負担軽減をしているような取り組みが一つ実現されてございます。

また、愛知県の春日井市は、地域包括ケアの一環としてシェアサービスを入れてございまして、訪問看護師や訪問の医療関係の方々、そういう方々が各御自宅に自動車で行くときに、駐車場がないといった問題を解決するために近隣の家の空いている駐車場をシェアリングする仕組みを入れた。こういった取り組みが徐々にでてきているところでございます。

3点目でございますが、まだ取り組みというのが点、単独団体のものにとどまるというのが実情としてございます。

ただ、一部ではDMO等が介在することで広域的に展開しているところがございますので、こういったところが次の普及フェーズのポイントになってくるのかと思ってございます。

最後、これは全体を通じて非常に基調低音のようにつまってくる問題なのでございますが、やはり各団体とも認知度の低さというものに非常に頭を悩ませているところでございます。各団体とも広報紙等を通じて周知を行っているところでございますが、なかなか認知が進まないという悩みを持たれている団体は大変多うございます。個別のきめ細かい対応のほかにもオールジャパンでの認知度の底上げも必要なのかなという感想を持ってございます。

個別事例につきましては、それぞれ大変おもしろいところはございますが、時間の関係もありますので割愛をさせていただきまして、今後の展開でございます。

(PP)

最後の85ページでございますが、今後の普及啓発でございます。

この事例集は作って終わりということではございまして、ここをスタート地点にしたいと考えてございます。まず政府CIOポータルのほうに公表させていただきまして、この事例集の内容を広く発信していきたいと思っております。

また、昨年、最初に5名、次に6名、合計11名のシェアリングエコノミー伝道師がいらっしゃいますので、そういった方々を地方に派遣されるときは、伝道師のいわばバイブルとしてこの事例集を活用していただければと思っております。

また、その土地土地で得ました、あるいは私たちのところに寄せられる反響というものも、次の事例集改訂に向けての貴重な材料だと思っておりますので、そういったものを私たちが一元的に受けとめて、次の改訂に行かしていきたいと思っております。

ですので、今回は各取り組みについて連絡先を設けておりませんので、私たちのほうで一元的

にお受けをさせていただく。必要に応じてそれをお取り次ぎさせていただくということで、各取り組み主体の方にも御了解をいただいているところでございます。

雑駁ではございますが、以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、今まで伺った報告、プレゼンに対して、何か御指摘、御質問がありましたらどうぞ。全体のディスカッションの時間を後で設けますが、大体10時30分まで、お一方、お二方になってしまいますけれども、何かありましたらどうぞ。

私から佐別当さんに伺いたいのですが、御自身も伝道師でいらっしゃいますよね。現場の自治体の反応というのは、多分さまざまということにはなると思うのですが、何か御実感としてお感じになることがあったら教えていただければませんか。

○一般社団法人シェアリングエコノミー協会佐別当様 昨日も青森県庁に呼んでいただきまして、シェアリングの勉強会をしてきたのですけれども、地方に行くと、行政の方は課題として考えているのですけれども、地域の方がまだシェアリングエコノミーというのが自分事として捉えられていなくて、例えば青森でしたらねぶた祭りがあるので、そのときに民泊とか、駐車場とか、迷惑駐車の問題とか、いろいろな自分たちの問題解決になるし、収益にもなるということを実は全然気づいていないので、こういった勉強会に地域住民の方が余り参加しようと思われていないのです。役所の方たちに説明すると、これは本当に必要だとなるのですけれども、やはり地域の方にどうやって伝えていくのかというところが一つ課題になってくるかと思いません。

一方で、例えば東北の復興支援の中で気仙沼市とか釜石市でシェアリングエコノミーを非常に活用していただいているのですけれども、そこは地域の方々の意識が非常に高く、自分たちで何とかしなければいけないという状況になってきているので、地域で活動している方々の参加率は非常に高い印象を持ちます。

○安念主査 なるほど。ありがとうございました。

ほかにどなたかいかがですか。

関さん、どうぞ。

○関構成員 御説明ありがとうございます。

2つほどコメントをさせていただきます。

1つ目が、シェアエコ協会さんの資料の中に、今後の検討会に期待することとして、認証取得サービスに対するメリットの具体化という御説明がございました。現状のメリットについても別のスライドで御説明がございましたが、これについて何か具体的なイメージがあれば教えていただきたいと思えます。

以前もこの検討会で申し上げましたが、認証取得サービスが実質的な義務化のような形で運

用されると、イノベーションの阻害になるのではないかと考えております。例えば、認証を取得していないと自治体と連携が難しくなるですとか、もしそういった形でのメリットの具体化ということであれば、余り適切ではないと思っております。あくまでベストプラクティスという位置づけでのメリット、ということにとどめるべきかと思えます。そのあたりは慎重に考えるべきではないかと考えております。これが1点目でございます。

また、シェア・ニッポン100の事例集の御説明ありがとうございました。北海道の天塩町と中頓別町のライドシェアの話がございましたので、2点目は、これについてコメントさせていただきます。

かなり需要もあり、活用されているという状況がわかりましたが、一方でドライバー不足ということも記載されております。これはいろいろな事情があると思えますが、コストを負担するという範囲でのライドシェアであるということも理由のひとつかと思えます。ドライバーにとってのメリットやインセンティブが与えられるような法制度的な仕組みを、ぜひこの検討会議においても検討いただきたいと考えております。宜しく願いいたします。

新経済連盟におきましては、そのような点も含めまして、ライドシェアについてまた新たに提言を出したいと考えております。今準備しておりますので、また御紹介できればと思えます。

以上でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

中村先生、どうぞ。

○中村構成員 中村です。

コメントと1つ質問をしたいのですが、先ほど協会からシェアリングエコノミーを自走させて2020年には1兆円という目標が示されまして、それくらいの規模になると産業としても認められるし、いいなと思えます。そのための課題として、安全・信頼性の向上と認知度の向上というのを挙げられた。それに対してこの場でもルールの整備とかベストプラクティスの共有というのをやっていて、この方向性というのは全く正しいと思えますし、この政策を維持推進すべきだと思うのですが、一方でメインの産業に対してシェアリングエコノミーというのはサブというよりも、このシェアエコというのは今後の大きなトレンドであるとか、メインの産業になっていくという方向に行くためには、もっとより強いメッセージとか、より大きな仕掛けがそろそろ欲しいなというようにも聞いておりました。

例えば、自走させていくというのであれば、そのための金融システムであるとかローカルの人材育成をどうするのかといった総合政策が必要な時期にそろそろ来ているのかもしれないなと思いました。

質問は、それらの施策の一つとしてサンドボックスに非常に期待をしております、ICT、IoT、AI、あるいはブロックチェーンなどの新しいサービスをそこからどんどん生み出していくという仕掛けを一緒にやっていくといいのではないかと考えたのですが、経産省に質問なのですが、先ほどそういったことを検討しているとおっしゃったのですが、いつごろスタートで

きるか、その措置がいつまでという時限になりそうなのか、そのあたりの見通しを教えてくださいとありがたいです。

○安念主査 松田さん、いかがですか。

○松田課長 サンドボックスの関係ですけれども、法律自体は閣議決定して提出をしてございます。あとは法案審議がいつなされるかということでございます。我々とする、法案審議を通していただければ、夏ぐらいには施行できるように、できるだけ早く施行できるように準備を始めているところでございます。

法案自体は生産性向上のための3年間の集中パッケージという法律の中に入っておりますので、まずは3年間集中的にやってみようということでございます。法律自体は提出しているものですから、具体的な相談という意味では、今、内々いろいろなお話があれば我々も提案を受けたりし始めているところではございますが、最終的には制度は法律ができて3年間の中でしっかりやっていくということで考えております。

○安念主査 ありがとうございます。

そういうことで、国会の情勢これありということですね。

先ほど関さんから、認証制度のメリットについてどういうお考えかということがあったのですが、佐別当さん、お願いします。

○一般社団法人シェアリングエコノミー協会佐別当様 おっしゃるとおりで義務化する必要まではないとは思っております、特にPR、認知が足りないというところがありますので、例えば認証をとっている企業に対するもう一段何かしら表彰なのか、先ほどのICTのAsMamaさんが総務大臣賞をとったみたいな形での加点されるようなものが何かあれば、ぜひお願いしたいと思っております。

あとは補助事業がこれからいくつスタートすると思っておりますので、そういったときにこうした安心・安全対策をしっかりしているという部分で認証をとられているというところは一つの加点になってもおかしくはないかなと思っておりますので、義務にする必要はもちろんないのですけれども、努力をしているところの評価をぜひいただきたいと考えております。

あと、先ほど中村先生がおっしゃった2020年1兆円を目指しているというのがあるのですけれども、中国においては2020年段階で220兆円になると言われておりました、全然規模が違うのです。本当にあらゆる事業、あらゆるサービスのシェアリングをどんどん推奨されるような状況になっておりますし、ある意味個人の方々が活躍できる、GDPの10%を占めるという状況なのですけれども、日本において民泊が解禁されると言いながらも、上乗せ条例で個人が持っている家を貸し出しできない、住宅専用地域でこそ家主滞在型での民泊はメリットがあるにもかかわらず、営業する権利をある意味剥奪してしまっている状況になっておりますし、ライドシェアも、おっしゃるとおり、せっかく地方でこれだけ求められているのに、有償で運転できないの

でなかなかドライバーが集まらないということも課題として明確になってきていますので、その営業する権利、自分の資産をちゃんとビジネスにできる権利を奪わないでほしいというのがございます。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、ほかの方のプレゼンも伺ってから、また全体で総合的に議論をさせていただきたいと思います。

新しい動きでございます。

初めに、シェアリングエコノミー事業者との協業について、ANAホールディングス株式会社、津田チーフディレクターより10分程度で御説明いただきたいと存じます。

○ANAホールディングス株式会社津田様

ANAホールディングスの津田でございます、よろしく申し上げます。きょうはお招きいただき、ありがとうございます。

まだまだANAとしてもシェアリングエコノミーの取り組みについて、具体的に自信を持ってこういうことをやりましたと言えるような状況ではないのですが、かなり注目をしておりますので、エアラインとしてどうシェアリングエコノミーに注目をしているのかというところを説明させていただければと思います。

(PP)

ANAの会社概要は御説明は必要ないかもしれませんが、後につながるところでいくとグループで3万9,000人の従業員がいて、飛行機が約270機、1日1,200便運行して、1年間で5,200万人のお客様を運んでいるような会社です。

今はここまでの規模になっているのですけれど、御存じの方も多と思いますけれども、会社ができたときはヘリコプター2機、従業員16人、この会社からチャレンジを繰り返してこの規模になってきているので、我々のもともと持っているベンチャーとかスタートアップのDNAとシェアリングエコノミーの取り組みをされている皆さんと、DNAの部分ではかなりマッチするところがあるかなと非常に感じているところです。

(PP)

会社概要も、左下の円グラフが収入構成になっています。最近のところでは国際線を積極的に展開していますが、それでもまだ国内線の収入が一番多い。左下の青い部分です。緑のところは国際線で、あとは貨物、LCCと、航空事業で8割くらいの収入を占める。これだけ国際線を展開しても、まだまだ国内線の依存度が高いというところです。

真ん中は国内線のマーケットシェアで、約半分です。

右側が日本を発着する国際線のお客様のシェアなので、まだ全体の中では2割ぐらいということで、かなり海外のエアラインがとっているという実態があると思います。

(PP)

ではそのシェアリングエコノミーにANAがエアラインとして注目している理由なのですけれ

ども、もともと2年ぐらい前に、うちの経営陣が同友会か経団連か、どこかそういうところでシェアリングエコノミーの話聞いてきて、何かおもしろい動きが起きているよ、これは絶対注目しておいたほうがいいから調べてこいと言われて、そのとき我々の経営陣にインプットしたのが重松さんだったので、すかさずお訪ねしてお話を聞いて、すぐシェアリングエコノミー協会にも入会させていただいて、それでいろいろ動きをその中で参加させて見させていただいてきています。

(PP)

我々は2つ注目しているのですけれど、1つはANAのフルサービスキャリアとしてのお客様の中身なのですけれど、ビジネスのお客様に非常に特化したアプローチをしています。

ターゲットのところなのですけれども、今後を見据えたときにここばかりに頼ってはいけないのではないかとということで、ターゲットの需要の裾野を広げていきたいという思いが一つあるのが1点目です。

2点目は、日本の国内線、先ほどの収入が国内線の構成比がいまだに一番大きいのですけれども、このマーケットが需要予測すると当然シュリンクしていく、減っていく見込みになりますので、ここを従来とは違う需要で埋めていきたい。とりわけ地方路線の維持みたいなどころでは地域活性化が必須課題。大きくは2点です。

(PP)

1点目のビジネス需要への高い依存度です。

(PP)

これは余り公表しないグラフなので、きょうはペーパーレスということで残らないということで公表しますが、年齢別、性別のお客様の分布で、右側がANAの分布です。上から下に向けて段々年齢が高くなっていくので、ANAのターゲットはビジネスマンのおじ様です。40、50代の濃いところですよ。

一方で、同じグループの中のLCCの会社でpeachという会社があるのですが、peachのほうを見ても、逆に20、30代で、男性も結構多いのですが、女性中心ということです。

我々はマルチブランド戦略と呼んでいるのですが、これがダブらないようにうまくすみ分けができていますと、グループとしては自慢してよく使うグラフなのですけれども、読みようによっては余りにもANAは若者に支持されていない。アンケートをとると、実際に本当に支持されていないのです。この20、30代のところが弱い。

でも弱くても、構造的に40、50代がメインターゲットだったら、今はいいのですけれども、このミレニアル世代と呼ばれる20、30代の人々が10年後になってくると結局40、50代になってくるので、我々のコアなターゲットのところに来るので、今のまま支持されないままターゲットの年代になられてしまうと、お客様からは離反されてしまいますので、ここも会社としては大きな課題です。

(PP)

それで、ミレニアル世代へのアプローチというのを足元では非常に強化しようとしているところですよ。

彼らの行動特性は、時間もないので一つずつはしゃべりませんが、とにかくモバイルファーストです。すべてモバイルです。それから、オーナーシップとか所有するという意欲が余りなくて、どちらかというと共有の概念、いわゆるシェアリング。シェアリングエコノミーのメインな層になるのではないかなというところで、このミレニアル世代を取り込んでいくためにシェアリングエコノミー、ここを一つ注目していきたいというのが1点目のところですよ。

(PP)

2点目のシュリンクする国内マーケットのほうですよ。

(PP)

下に出生者数が出ていますけれども、60年前を100とすると、今は生まれる数が半分以下ですよ。その生まれる場所の構成が上の円グラフになるのですけれども、60年前、おじいちゃんおばあちゃんのころは、7割は地方でみんな生まれていたのですけれども、お父さん世代くらいになるとみんな都会生まれになってきていて、足元では半分以上を簡単に切ってしまうような地方の出生比率になっています。全体が半分になっている上に、生まれる比率も半分以下になっているので、地方での出生者数の減少というのは危機感を覚えています。

(PP)

我々長期の需要予測をするときに、当然将来人口を地域別に推計して路線の需要予測をするのですけれども、都市部はそんなに、特に東京なんかは減らない予想なのですけれども、地方は、別にここに恣意的に3つ並べたわけではないのですけれども、例えば減りの大きいところを見ると、2030年くらいには2割くらい人口が減ってきています。そうすると、やはり2地点間の流動というのはどうしてもシュリンクしていくのです。

この予測に基づくと、どんどん飛行機のサイズを小型化したり、あるいは減便とか運休しなければいけないような路線がこのままでは出てきてしまいますので、地方の活性化というのは我々の事業にとってもかなり大きな課題ではないかと思っております。

現在、日本に49都市のネットワークで就航しているのですけれど、人口推計でいくと、そもそも就航もままならなくなってしまうようなところが出てくるという危機感があります。

(PP)

なので、地方都市に対して、できれば海外から日本人以外のお客様。

(PP)

あるいは、日本人でも都市部のお客様を運んでいく。この流れをつくっていきたいと思っています。

(PP)

これまでも独自に、例えばANA Experience JAPAN Fareという、これも余り日本の方には大きい声では言えないのですけれども、海外から来た方は国内線は1万円でもいいです、しかもANAの国際線でなくても、LCCでも、海外のエアラインでも、日本航空でも、どのエアラインで来ても、ANAの国内線は全部1万円ですとこのをやっています。これでかなり国内の流動は少しずつはふえてきています。日本の方に言うと、直前だと結構高いお値段で買っているのです、日本のマーケットでは余り大声では言えないのですけれども、こういう取り組みをして

います。

あとは、ふるさと納税も2年前から始めているのですけれども、これも納税のコミッションが欲しくてそこで儲けようということではなくて、少しでも地方の地域に興味を持ってもらう。興味を持っていただくと、我々は会員の組織がありますので、どのお客様がどの地方に納税したかという履歴が残りますので、1回納税するということは興味を持っていただいた、では実際にこういうプロモーションがあるので行ってみませんか、実際にそこに足を運んでみませんか、段々興味を持って納税から、今度は1回旅行に行く流動みたいな。うまくいけば、半住移住みたいところにつなげていけないか。こういうことを思いながら取り組んでいます。

やっているのですけれども、やはりこれだけだとダイナミックな動きになってこない。

(PP)

なので、ここにちょっとシェアリングエコノミーを掛け算でやっていきたいと思っています。

(PP)

シェアリングエコノミーへのアプローチなのですから、大きくモノのシェア、リソース、場所、移動のシェア。

(PP)

左側のモノ、リソースみたいなところ。

(PP)

ここは特に意味はないのですけれども、いろいろなプレイヤーがいます。

(PP)

そこのANAとの関係でいくと、先ほど3万9,000人のグループの従業員とありましたけれども、英語とかおもてなしみたいなどころではそれなりに素養を持った従業員がいるのと、あと特徴としてOB、特にOGがすごく多いのです。

客室乗務員とか空港のグラウンドスタッフ、この方というのは出産とか結婚を機に結構退職しがちで平均年数が少ないので、OGが2万人以上世の中に入っているとされています。

ここを囲っている組織体もありますので、この辺とうまくリソースとしてつなげていけないとか、もっと広げればマイレージ会員のお客様は1,000万人いますので、こことうまくつなげられたりすると、何かおもしろいことが起きるのではないかと。

(PP)

右側のほうのスペースのシェアと移動のシェア。

(PP)

ここもいろいろなプレイヤーさんがいらっしゃいます。

(PP)

ここはANAは飛行機としてフルサービスキャリアとして運航しているのですけれども、売り方とかマーケティング手法との関係で、どうしても構造的に空席が発生します。なるべくビジネスマンの方の乗りたいような時間に多くの座席を用意できるように運航していますので、そうすると余ってしまう座席が結構あって、LCCだと価格戦略で満遍なく埋めていくのですけれども、なかなかうまく空席が組み合わせられなかったりするので、空席率が結構多いのです。



この構造的に発生する空席が国内線で年間35%、国際線が25%、これが空席で飛んでいます。貨物スペースは、国内線は道路交通網がすごく発達していますので、8割くらいが貨物スペースが空いたり、国際線も35%空いているので、この辺の空いている席とか空いているスペースと空室とか空車、概念的にはこういうところを結び合わせることによって、新しい流動とか、もっというとツーリズムの新しい形ができていかないかなんていうことを少し考えているところです。

(PP)

ただ、それをやるにも、今のいろいろな業法の中では急にさっきの図のようなものはなかなか実現していかないの、ある程度規制緩和みたいな流れが必要かなとは思っています。

ここでは別に具体的なプラン、どういうことを緩和すればいいというのは持っていませんけれども、基本的にシェアリングエコノミーの進展とともに民泊なんかもそういう例で、規制緩和が進んでいるとは思いますが、先ほども佐別当さんのお話がありましたけれども、とりわけ地方にとってこの規制でやっていけるのかみたいな、地方を盛り上げようとしたときに、何かこれがネックになってなかなか進まないみたいなところを、全国一律の法律よりは、どちらかというと地域的だったり、その課題解決のために規制緩和が進んでいけばいいなど。

全体的に消費者保護の観点から見ると、これはすごくすぐれた法律で、本当に消費者の方が守られています。何かあったときに必ず補償されるような仕組みになっていますので、そこはそこで守っていながら、地方を中心に規制緩和の動きが動いてくれればいいなと思っています。

(PP)

そういう中で、具体的に表に出ている我々の事例です。

(PP)

1つは、airbnbとの提携を先日発表しています。これは民泊のところですが、まだ入り口なので、相互の顧客創客みたいなところになっていますけれども、将来的にはもう少しツーリズムみたいなところにもかかわっていきたいです。

(PP)

あとはGaiaxさんがやっているTABICAの体験ツアーのサービス。こことも先日提携を発表しています。新しい地方体験。例えば島原市の夜のライトアップされたお城をめぐりながら地酒を利き酒するみたいな案内をする体験ツアーみたいなものとANAを組み合わせるみたいな動きを始めております。

(PP)

それから、ANAグループの中にANA総合研究所という会社があるのですが、ここがシェアリングシティ推進パートナーに選んでいただきましたので、最初のトライアルとして宮崎県小林市とTABICAさんにも手伝っていただいて、小林市民がつくる地元ならではのディープな体験ツアーみたいなものをつくっていくようなトライアルをこういう座組みでやっていたりします。

(PP)

このANA総研を通じてなのですけれども、ANAのスタッフが実際に26の自治体に派遣されています。各市町村の籍を持って出向という形でANAのスタッフが派遣されています。こういうとこ

ろの力も使いながら推進をしていければと思っております。

(PP)

私の説明は以上になります。

○安念主査 どうもありがとうございました。

次に重機のシェアサービスについて、豊田通商建機事業部建機第一グループ、中島主任より御説明をお願いいたします。

○豊田通商株式会社中島様 豊田通商の中島と申します。

本日はお招きいただき、ありがとうございます。

(PP)

我々は豊田通商と申しまして、愛知県では名前は知られているのですが、関東のほうでは御存じない方もいらっしゃると思います、トヨタグループの商社という位置づけでございます。

もともとはトヨタ関連のビジネスからいろいろなビジネスに派生していった商社なのですが、2006年にトーメンと合併いたしまして、自動車以外にもさまざまなビジネスに取り組むような総合商社としていろいろな事業を開始しているところでございます。

我々が本日紹介させていただくのは、建機のシェアリングサービス、Jukiesというものです。昨年2017年7月に開始しました。

こちらはプレスリリースの資料なのですが、コンセプトというか一言でどのようなサービスかといいますと、「はたらく機械に、はたらく機会を」と書いていましてマシンの機械とチャンスの機会です。そもそも働くために存在する機械なので、働くチャンスをJukiesというサイトを通じて提供しようというものでございます。

この図を見ていただくとわかるのですが、先ほど開会のときに遠藤政府CIOがおっしゃっていたのですが、建設現場というのは古くからレンタルというのがかなり普及しておりまして、建機レンタル会社というのはもう50年、60年も前からございます。

ただ、こういった建機のレンタル会社というのは、一方的に建設会社に貸し出しをして返す、そういった一方通行の動きが主流でした。ただ、我々が注目したのが建設会社とか、個人とか一般企業も、大きな重機は持っていないことが多いのですが、発電機とか工具といったものは皆さんお持ちなのです。地方の建設会社とか、首都圏でもそうなのですが、ある程度の規模とかひとり親方でやっている建設会社も自分たちで大きな建機をお持ちです。それで、自分たちの仕事がないときとか仕事のサイズや用途に合わない場合は、建機を倉庫とかヤードに眠らせていることが多いということがわかっておりました。

数字で申しますと、日本の建機需要は大体年で5万台と言われております。対してアメリカは8万台とか10万台なのです。国土はアメリカのほうが25倍も大きいので、日本は建機があり過ぎるのです。

あと、稼働時間ですけれども、日本の建機は年間を通して大体500時間とか600時間とされているのですが、中国では2,000時間動いています。なので日本は建機が余り動いていないとい

う現状があるということがわかっています。

従来のレンタル事業との違いというところがあるのですが、レンタル会社が保有している建設機械を法人や個人向けに貸し出しするのが今までのレンタルでしたが、シェアリングというのは双方が貸し手、借り手になる。Jukiesがそのマッチングをするといったサービスでございます。

現状、関東地域を中心にやっております、7月の段階では関東に限定をしていたのですが、今は我々の本社がある愛知県とか、あとは関西地域、北海道にもエリアを拡大しています。

(PP)

次のページ、こちらが実際にサービス利用者さんにお出ししているパンフレットでございます。オーナーさんとお呼びしている建機を持っている方々に向けたサービスのパンフレットなのですが、遊んでいる建機で手軽に収入アップ。スマホとかタブレットとかパソコンで自分たちの機械の写真を撮って貸し出しができる。

写真にも写っていますが、建設機械、ユンボといわれる油圧ショベルだけではなくて、フォークリフト、ドローン、発電機、あと落下防止のための親綱、そういったものも貸し出せるようになっています。

(PP)

サービスの特徴を次のページに書いています。

まず1つ目が「遊休資産の有効活用で収入アップ」とございますが、長い間眠っていた工具とか建機といったものを1日単位で貸し出しができてまして、金額の設定をオーナーさん御自身ができます。

さらに、機械というものは壊れるものなので、実際にオーナーさんが貸し出しをしてユーザーさんのところで壊れてどうしようといったときには、我々が対応窓口となりまして、我々と提携している修理会社を現場まで派遣して修理をするといった対応もしております。

次にある安心面のサポートなのですが、補償というか保険がついています。これは三井住友海上さんと一緒に開発をした商品でございます、貸し出し中の機器は動産総合保険と対人対物保険に自動的に入るようになっています。万が一盗難されたり、その機械で建物を壊してしまったとか、人を傷つけてしまったとか、そういった場合は保険が支払われるようになっておりますので、安心して御使用いただけます。

また、ほかのシェアリングプラットフォームも同様だと思うのですが、代金に関しては我々Jukiesというプラットフォームが代理受領してオーナーさんにお渡ししますので、レンタル代金を取れないという事態が起きないようにしています。

またレーティング機能です。過去にどのような取り引きをしたのかということがわかりますので、機械を壊したまま返してきたけれども何も対応しなかった人はこれから借りられないとか、そういったことをフィルタリングしていきまして、気持ちよく貸したり借りたりできる環境を整えていこうとしております。

(PP)

こちらに使い方を簡単に書いたのですが、スマホからでも見られますし、登録もできます。

実際どのようなものが出ているのかというのは、皆さんお持ちのスマホとかパソコンでごら  
んいただければわかりやすいと思うのですが、現状90アカウントほどオーナー様として登録し  
ていただいております、物としては300弱ぐらい既に出ています。これは関東とか愛知県、大  
阪が中心になっております。

出品と登録は全て無料なのですが、成約ベースで利用手数料を15%我々がいただく形になっ  
ています。

重機というのは高いものだと1億円とか数千万するものですので、オーナーさんも貸すとき  
にかなり不安な要素もあると聞いておまして、現状、物を貸したいという方は我々豊田通商  
の担当者が実際に面談をさせていただいて、ルールとか保険内容を説明させていただいて、納  
得していただいた方だけに出品していただくという形になっています。借り手の方は身分証明  
書を提出していただいております。

(PP)

お客様の声とかよくある質問というのもここに書いてあるのですが、7月から開始して半年  
以上経過しているのですが、ネットで検索して、高所作業車とか台車とか、今特に引っ越しシ  
ーズなので、そういったものを借りたいという個人の方もかなり問い合わせをいただくよう  
になっています。

建機関連、Jukiesで扱っているもの関連プラス、レンタルとかリースとかで検索されている  
方は月に数十万単位でいることもわかっておまして、こうしたニーズは世の中にあるので、  
さらにオーナーさんとユーザーさんをふやしていけば、皆さんにより使ってもらえるビジネス  
になるのではないかなと思っています。

質問の中にどのような商品でも出品してよいですかとあるのですが、今は建設現場で主に使  
われるようなものを対象にしているのですが、公序良俗に反するものでなければ、要相談で出  
させていただきます。

ロゴにもあるのですけれども、もともとユンボといわれる油圧ショベルを想定していたので  
すが、検索の内容とかお客様の要望を聞くと、本当にさまざまなものが借りたいという方がい  
らっしゃるので、皆様の要望を聞きながら対象商品をふやしていければなと思っています。

特に我々として今後狙っていきたいのは農機です。こういったものも、季節で1年間のうち  
で1週間とか2週間しか使わない。さらに日本は北と南のほうに伸びていますので、季節によ  
ってシェアリングしていけばうまく活用できるのではないかとということで、今いろいろな協力  
会社さんと相談をしているところです。

Jukiesというのは、シェアリングエコノミーの分類にしますと、モノのシェアリングに当た  
ると思うのですが、一番問い合わせをいただいているのがオペレーターつきでレンタルができ  
ないのかといった要望もかなりいただいております。

今すぐオペレーターつきでやることは難しいです。人つきだと、モノのレンタルではなくて  
建設工事の請負契約になってしまうので、そうなる建設業法の絡みもあってすぐには解決で  
きないのですが、今後ウェブ上または紙面で、どうやって解決をしていくのかというのを弁護  
士先生と検討をしておりますので、Jukiesはスキルのシェアリングのほうにも今後広げていき

たいなと思っています。

建設機械のレンタルというところだけでも市場は1兆円ありまして、さらに人のシェアとなると建設工事全体が想定市場になるので、そうなると何十兆円の市場の中でシェアリングエコノミーが普及すれば、大きな世の中の流れになるのではないかなと感じております。

簡単ですが、以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、今までいただいた御報告、プレゼン、全部を通しまして、しばらくディスカッションをしたいと思います。時間としては11時20分をターゲットにいたしましょうか。

○高田企画官 ここまででとりあえず今のプレゼンの質疑だけをお願いします。

○安念主査 そういたしましょうか。

では、今までのところで、どうぞお願いいたします。

どうぞ、松岡さん。

○松岡構成員 シェアエコ推進室にお伺いしたらいいのか、どなたにお伺いしたらいいのかわからないのですが、今まで発表していただいたいろいろなケースの中で、従来の規制がネックになるようなお話もいくつかあったように思いますけれども、どういうことが従来の法律とか規制として挙がってくるのかという調査をされているのでしょうか。

○高田企画官 ちょっと矛盾したことを言うようなのですが、促進室に上がってくる案件というのが、規制が問題だという御相談を受けることもあるのですが、ただそれがどの法律なのか、あるいはどういった具体的なことに抵触するのかというのは必ずしも明らかなものばかりではないというのが実情です。

日本も、そうはいつでも規制緩和はかなり進んできていますので、規制に当たるかどうか不明なもの、いわゆるグレーゾーンみたいなものもございまして。あるいは、変な話ですけども、自己規制というか、多分できないという先入観に基づいた御相談もちょっとあります。

そういう意味で言うと、一つきれいに横串でこういう傾向があるというものはなかなかないようございまして、案件を一つ一つ丁寧に解きほぐしていく中で、ようやくこれは問題だったよね、逆にこれは考え過ぎだったのではないですかということを腑分けをしている状態でございます。

法律だけではなくて条例にかかる部分でありますとか、あるいは業界の慣行にあるものとか、そういった意味でかなり幅広い状態ございまして、何かこれを一気に解決するというのはちょっとまだ頭を悩ませているという状態でございます。

○安念主査 それはあるでしょうね。

ほかにどうぞ、森先生。

○森構成員 ありがとうございます。今のお話なのですけれども、何がひっかかってくる規制なのかよくわからないという意味では、先ほど経産省から御説明のあったグレーゾーン解消制度の拡充のアイデアは本当に素晴らしいと思います。理由の開示、公表もそうですし、事前の支援とかアドバイスがまさにその点に当たってるのではないかと思いますので、本当に時宜を得た法改正だと思います

それとの関連でもう一つありまして、サンドボックスは私も非常に興味深いなと思っておりまして、サンドボックスといいますけれども、見たら規制のサンドボックスと書いてある。ということは、あれは現行法ではグレーだったり違法だったりするものでも、物によっては提案して認定してもらうことができるという理解でいいのでしょうか。

○松田課長 はい、御理解のとおりです。

○森構成員 ありがとうございます。

○安念主査 違法なものを適法にするというのはちょっと言い過ぎかもしれません。現行法でも読めば読めるけれども、もう一つプッシュしないといけないところをはっきりさせるというように言ったほうが厳密かもしれません。

○森構成員 済みません。それだと、いまいちサンドボックスではないような気もするのです。先ほどのJukiesさんの御説明でもそうだったわけですが、モノのシェアリングで人もついたらということは、結局カーシェアとライドシェアも同じですよ。そこに一応利用者保護ということで法律が当たっているわけなのですけれども、本当にそれが利用者保護になっているのかということの問題にしていたわけですし、しかも技術の進展でほかにユーザーを守る方法があるのではないかとということで議論もしてきましたし、さらに言えば、釈迦に説法ながら、シェアリングエコノミー推進プログラムにも規制緩和の場を設けるということが書かれていたわけですから、そこはもうちょっと規制緩和に向けて明確なアイテム、ライドシェアなんかはまさにそうですし、そうでないグレーなところについてももう少し。

私としては、違法なものでもその対象にできるのではないか。それは場所とか参加者を限定すれば、安全にやるということは違法なものでもできると思いますので、それはそういう方向で法解釈をしていただければなと思います。

○安念主査 それは全くごもっともだと思います。

どなたかいらっしゃいましたか、どうぞ。

○持丸構成員 産総研の持丸です。

事例の話から外れてしまうかもしれないのですけれども、2つ私から提案があります。1つは、今回実は御紹介していただいた事例もそうですし、地方の事例もそうなのですけれども、経営学とかサービスマーケティングとかサービス研究をしている先生方に一度ケーススタディをしていただいて、少しフレームワークとか課題を整理いただくのも一つではないかと思っています。

これは事例を見て、ああと思いつく人もいるのですけれども、一回ちょっと抽象度を上げるという言い方がよくないのですけれども、共通しているような枠組みでこういうようにやるとうまくいくのだというのが抽出されるとやりやすくなる人たちもいるという気がします。

ここから先は人のことですので、済みませんが私は経営学者のようなことができるわけではないのですけれども、同じサービス学会の中でやっている先生方でこういうのを得意としてらっしゃる先生方がよくいらっしゃいます。その先生方にとって、多分場があるというのはモチベーションなのです。そういうところを調査することができる。問題は私みたいな工学系と違って、どれぐらいお金がかかるのか私はよくわからないので、何かそういう研究の募集であるとか、場がセットになっているとか、学会と一緒に何かしてみるとか、そのようなことがあるといいかなというのが1つでございます。

もう1つは自分のところに返ってくるような話なのですけれども、私はシェアエコはいいなと思ってから、私の所属する産業技術総合研究所で、例えば会議室をスペースシェアで使えないかとか、この翻訳をスキルシェアでできないかという、なかなか調達がシェアエコに対してにくいという現状があって、これはもしかしたら自主規制のなのかもしれないのですけれども、途中段階に公的資金を使うときは相見積が必要だとか、いろいろなものが出てきて、これはなかなか難しいですよ、どうしてこのようなものを使いたいのですかと、いろいろ言われてしまうのです。

実は私どもも含めた公共調達というのはそれなりに経済規模が大きくて、こういうようなところでも規制の緩和なのか、自主規制意識の緩和なのか、ちょっとよくわからないのですけれども、私も具体的に何がひっかかっているのかよくわからないのですけれども、事務方に聞くと、難しいとか、要らないことを考えるなということをやられてしまいます。

こういうあたりを中央官庁に旗を振っていただくと、私どもみたいなところはすごく影響を受けやすいです。そういうのも一つあるかなという気がしています。

○安念主査 なるほど。

何かありますか。官需というのは一つのポイントでしょうね。

○高田企画官 官需については一つポイントとしてあろうかと思えます。

ただ、シェアエコ事業者だけではなく、それは多分ベンチャーや一般にも言えることで、そういういろいろな議論がされている中で今こういった現状もあると、なかなか一朝一夕には難しい部分はあろうかなとは思っています。

ただ、工夫の問題というのもあると思っていて、例えば私たちがつくっているこの資料のこ

のマークはあるクラウドソーシング会社に作っていただいたという経緯があって、私も具体的な発注スキームは確認してないのですが、現行の会計制度と整合させたやり方をしたと聞いているので、後ほどこっそり共有させていただければと思っております。

○安念主査 なるほどね。ありがとうございます。

○高田企画官 知恵の使いようかなと。

○安念主査 何分から始めますか。

○高田企画官 では、もう11時05分くらいで結構です。

○安念主査 わかりました。

それでは、議論の途中で申し訳ないのですが、今後の方向性について事務局から御説明をいただきたいと思っております。

○高田企画官 ありがとうございます。

今いただきました意見を踏まえて、今後の検討事項について私のほうから御説明をさせていただければと思っております。

今後、こちらとしては御議論が必要かなということを3点まとめさせていただきました。

1点目はシェアエコ協会さんからもプレゼンがありましたが、認証制度運用開始1年を経過して、立ち上げ時には見えなかったこと、あるいはこうすればもっとよかったのということいろいろ出てきていると承知しています。

そういったことを含めまして、夏ごろにまた認証制度の論点を洗い出させていただきまして、モデルガイドラインの改定、あるいはユーザーガイドラインみたいな話もありましたが充実、そういったことについての検討を開始したいと思っております。

(PP)

また、参考資料でもございますが、まず3点ございまして、1点目がシェアリングエコノミーのモデルガイドラインの改定作業の検討を開始したいと思っております。協会のほうからもいろいろな論点あるいはサジェスチョンを提起いただきましたので、そういったことも反映していきたいと思っております。また消費者庁など関連省庁で新しい政策を打ち出しているところがございますので、そういった成果も取り入れていきたいと思っております。

2点目でございますが、事例の創出ということにつきましては、今各省庁からも発表ありました支援事業といったものと連携をして、より効果的あるいは大胆に事例の創出を進めていきたいと思っております。

先ほど私のほうからも説明をさせていただきましたが、点での取り組みというのが多くございますので、そういったものを県を超えたあるいは市を超えた広域的な取り組みのモデル的な



ものをつくっていくもので、住民にとっても使いやすい、あるいは事業者さんにとっても投資をしやすい、そういった事業モデルを構築していけたらと思っております。

また、Jukiesさんから御紹介ありましたが、必ずしもシェアリングの仕組みはCtoCだけに適用するものではございませんで、そういったものを企業あるいは自治体さんがユーザーになる新しいシェアリングエコノミーというのも当然あるかなと思っております。

この辺は私たちまだ勉強不足なところにありますので、そういうところをしっかりとサーベイして、新しいビジネスモデルができないか、あるいは制度的な障壁がないかというところもしっかり検討していきたいと思っております。

最後に、この場にいる方々にお願いということになりますが、機運醸成を含めて、まだまだ認知度が低い部分がございますので、そういったところを折りを捉えてムードの盛り上げをお願いできればと思っております。

特に協会さんにつきまして、今シェアリングビジネスというものが、先ほど規制の話もありましたが、まだまだイメージレベルでいろいろなことが語られていることが多いのかなと思っております。もとより、そういった業界がどういう姿にあるのかという数字のようなところ、規模とか動向、そういったところを含めて私たちも積極的に協力して事業の姿を、シェアリング白書ではないのですけれども、そういったところを発信をしていきたいと思っております。

先ほどの議論で、規制改革の対応についてどうなっているのかという森先生からお尋ねがありました。ちょっと繰り返しになってしまうのですが、白か黒かである意味すっぱりとシェアリングで横串を通せる改革マターというのは多分ないと思っております。ないというか、まだ見出せていない状態でございます。

一個一個多分これから、相談室が2年目になるに当たっていろいろな案件というものを注意深く聞いて、それを制度改正につなげていくには豊富なリーガルマインドが必要になってくると思いますので、ぜひそういった個別の案件化については御協力をいただければと思っております。

いろいろな税の話なんかもそうですけれども、シェアリングだけではなくて、デジタルエコノミー一般の話まで結構広がるような大きな問題というのも出てきていますので、そういうところをまずどのように仕分けをすればいいのか、関係省庁とも連携してしっかりやっていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

今後の方向性について概観をしていただきました。

一応11時20分まで時間をいただいておりますので、進行があっちに行ったりこっちに行ったりしてまことに申しわけございませんが、何か御発言がありましたら、どうぞお願いいたします。

どうぞ、増島先生。

○増島構成員 これはイノベーションのアドプションの議論で必ず出てくるわけですが、シェアリングエコノミーのイノベーションとしての価値を政策側が認めてこれを広めようと考え、様々な施策を打っても、なかなか思うように広がらないという課題があります。これはおそらくこうした高尚な政策に共感して行動を変化させる人ではない「その他多数」が90%ぐらいを占めていて、こうした一般の人々、これが法制度の中では「消費者」としてカテゴライズされている人々になるわけですが、こうした人々に対して、シェアリングエコノミー、実はシェアリングエコノミーに限らずデジタルエコノミー全体なのですけれども、こうした新しい価値観に基づく社会の姿をマーケティングしていくことが必要だと思っています。

現在、政府では、いろいろなテーマでデジタル化というのを推進しているわけですが、日本の「消費者」と呼ばれている人たちは事業者寄りかかるところがあって、何かあると人のせいにしたがるという傾向があるわけです。これを大仰に「日本人の習性」「日本の風土」などと言って、これを与件として政策を考えざるをえないというのが今の日本の姿なのですが、本当にこれでこの先日本が戦っていけるのか。今、起こっていることは、ビジネス全体、もっと言うと社会全体がインターネットに乗っていくという世界のとば口にある変化です。インターネットの世界は無数の取引情報が飛び交い、それらについて需要者と提供者がマッチングされて取引が発生するというマーケット型ビジネスの世界であります。マーケットの世界というのは、有価証券などの金融市場を見ただけで分かるとおり、店頭、すなわちオフラインで提供されるサービスの世界と比べて不確定性が多く、本質的に不安定なのです。そのかわりに、様々な取引機会が一般の人にも開けていて、データとその分析によってオフラインでの取引よりも効率的に、またオフラインでは経験することができない利便性を提供することができます。そのような世界観が、リアルなビジネスにこれからどんどん広がっていくという中で、日本がこうしたものにきちんと乗り遅れずについていき、また日本から世界に向けてこうした新しいビジネスを出していくためには、日本のマーケットにおける消費者自身が変わっていかなければならないのではないかと。

これまでインターネットは、主としてコミュニケーションビジネスの領域で転換されてきました。こうしたコミュニケーション領域でインターネットを使うためには、「ネットのリテラシー」という言い方で言われてきましたが、一般の人達もそれなりに自衛策を知っていなければならないわけです。こうしたパラダイムが、情報通信・コミュニケーション領域にとどまらずにリアルな世界にどんどんせり出してきている、ということが今起こっていることだと思っております。そうすると、これまでコミュニケーション領域で「ネットリテラシー」の名のもとに消費者にも求められてきたものに近いものが、非コミュニケーション領域、リアルビジネスの領域にも必要になってくるということなのだと思います。

ビジネスがスケールして社会にインパクトを与えるためには、ボリュームゾーンを押さえないといけないので、一般の消費者の人たちが、こうした新しい時代のリテラシーを獲得できるようになることが、これからの時代に日本が引き続き経済で世界に良い影響を与えるためにも、また一般の人達がそうした豊かな日本で快適に暮らしていけるためにも、すごく大事なことだと思います。

こうした目線からすると、我々日本にとって最も戦略的に重要になってくるのは消費者庁だと思います。これまで消費者庁は、先程申し上げたような「弱い消費者」「リテラシーの低い消費者」を与件としてとらえて、こうした余りいろいろなことがわかっていない消費者を対企業との関係でどのように保護するかというミッションで今までやってきていただいたのだと思います。インダストリー4.0でも、コネクテッドインダストリーズでも名称は何でもいいのですが、日本がそういう世界のほうに行くよという大きな戦略を持っている中で、消費者庁がやらなければいけないのは、こうした大きな戦略に適合した消費者というのをどのようにするのかということ、きちんと戦略を持って進めていただくということであるはずですが、これは消費者庁のミッションに関わる場所ですが、消費者に対する企業からの利益侵害をリアクティブに捉えて個別に対処していく、そのための政策を打つ、というこれまでの消費者行政から、デジタルエコノミーに適合した消費者を作っていく、育成していく、というのを一つ大きな消費者庁の持つミッションとして掲げていただいて、これを実現するためにはどうしたらよいか、という観点から施策を打つという姿勢がすごく必要なのではないかと思っているのです。

先ほど、シェアリングエコノミーの文脈で、この次にどのようなことをしていっていいのでしょうかという話が出ていました中で、消費者庁というのがちょっとありましたが、その中の一つの大きな方向性として、消費者庁にコンシューマー2.0ではないですけども、そういうような消費者をどうつくっていくのかという、これまでのリアクティブな消費者庁というよりはもっとプロアクティブな消費者庁みたいな姿を追求していただくということを考えていただくとはできないでしょうか。これはシェアリングエコノミーを推進するという政策にとってもプラスになることはもちろんですが、シェアリングエコノミーを契機に、同様の課題感を持ってデジタルエコノミー関連のテーマ、たとえばキャッシュレス社会への転換ですとか、自動運転の推進ですとか、ドローン活用社会ですとか、デジタル政府戦略ですとか、こうしたテーマに対して国民的な合意をすばやく作って実ビジネスを早く展開し、データを集めて世界に出ていくという日本の産業戦略全般にとっても、大きく裨益するはずであります。

○安念主査 それはお説教する話では全然ないですよ。

○増島構成員 はい。まったくお説教という問題ではないのです。たとえばいま気候変動や持続可能な社会をどう作るのかというのが世界において大きなトピックになっていますが、そのためには問題に対する人々のアウェアネスを高めて、こうしたことを考えるというのを人々の主流にしていくというメインストリーミングを推進するための政策が重要ということが言われています。こうしたことと同じように、上からのお説教ではなくて社会における共通理解の醸成のための施策ということです。これを消費者行政のこれまでのパラダイムを転換して行う、というのが提案のポイントになります。消費者行政というのは、消費者のために行うわけでありまして、具体的なアウトプットがこれまで往々にして事業者対消費者という枠組みの中で構築されてきました。シェアリングエコノミーは、消費者が供給者にもなっていくという極めてインターネット的でフラットなパラダイムですので、消費者行政が事業者対消費者という従前

のパラダイムを超えて消費者の利益になるための活動をやろう、やらなければならないということになれば、これはもう消費者を作り変えるということをやっているかしなければならない。いわば消費者行政のイノベーションです。

○安念主査 こういうときに必ず、小学生のときから消費者主権の何とかかんとかを教えろ、というのは私はきっとだめだろうと、お話を伺って何となく思ったのです。

○増島構成員 良いアイデアを広める、というのはネットワーク理論の応用分野の一つでして、これはマーケティングの世界で実際に用いられています。人々の共通理解、私はこれが文化でありよく言われる国民性であるとか風土であるとかの正体であると思っているのですが、こんなものは何も不変ではないのです。今我々が日本人の国民性云々といっているのは、実は大した歴史があるものではない。常に変わっていくものですし、変えていくことができる。インターネットの分野でのコミュニケーションリテラシーというのは、もちろんまだまだではありますが、それなりに人々に浸透し、身についてきています。日本の消費者における消費者根性といえますか、もうちょっと自分ごとと捉えて企業に寄り掛かるのではなく自分でよく調べて何がリスクなのか、これを使った場合にもしかするとどうということが起こるのか、プラットフォームの中でこうした消費者の懸念に対して適切な形でアドレスし、バランスの良いソリューションを提供しているのはどれなのか、ということ判断してサービスを主体的に選択するという、そういう消費者は作れるはずで。それは従来型の上からの教育やイベントといったものを古い世代の人は連想するわけですが、まあそういうのをすべて否定する必要はないものの、もっと異なるアプローチがある。たとえば、そうした価値観を支持するプラットフォームなりビジネスサイドの人とのコラボレーションというのは、従来型の消費者教育というか、そうした上からの施策とは異なる消費者行政の新たなアプローチです。

○安念主査 ごもつともと思います。  
では松岡さん、どうぞ。

○松岡構成員 消費者庁と言われて、消費者協会の松岡です。  
私も消費者庁の参与を今しております、よく言っておきます。

○安念主査 お願いします。

○松岡構成員 他省庁からも言っただけの一番効果があるかなと思っております。非常にインターネットの世界にはおくとおっている省庁の一つですので、よろしくお願ひします。

私のほうからも、人づくりというのが別のワーキングにありますけれども、そういうことも非常に重要だと思ひます。

それから、一般の消費者の人たちが身にしみてよくわかるのは地域なのです。だから、地域自治体でいろいろな動きがあるのが自分の生活に結びついて一番わかりやすいことだろうなと思っています。消費者庁の役割は役割でありますけれども、実は一番進んでいくのは地域からの活動だと思っています。

○安念主査 それは重要な示唆ですよ。ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○生貝構成員 少し観点は変わるのですけれども、きょう佐別当様のほうから御紹介いただいたシェアリングエコノミーの認証制度について、私はもともとまさにそういったソフトローを活用してどうやってルールづくりをしていくかという共同規制という分野を専門分野にしている、1年半前にこの会議でもプレゼンをさせていただいて、認証委員会にも実際参加させていただいて、勉強させていただく中で感じた感想と質問を1つです。

まず1つは、今モデルガイドラインの改定ということを視野にというお話がございましたけれども、モデルガイドライン自体ぜひ積極的に柔軟に考えていくべきことかなと思います。自主的なソフトローを回していくことはラーニングプロセスにほかならない。

最近、IEEEで人工知能の倫理ガイドラインをつくっている外国人の方のお話を聞く機会があったのですが、その目的は何なのですかと問われたとき、もうすっぱりと我々自身を教育することであるというようにストレートに返ってくるわけです。

何が危険で、何が変わり続けていて、その学習の成果というものもしっかりと新しいルールにも生かしていくという、まさにそういう官民の連携の姿が、先ほどの消費者2.0という言葉にかければ、レギュレーション2.0という姿そのものにほかならないと思いますので、ラーニングプロセスをしっかりと新しいルールに生かしていくということが1つ。

もう一つ、協会さんのほうからあったユーザー向けガイドラインというのはぜひ積極的に考えていただきたいと思っています。

学校の先生をやっていると、学生からいろいろな質問を受けるのですが、最近、先生は認証システムというのに参加してらっしゃいますけれども、認証を受けたプラットフォーム事業者は確実に安全だと保証されていると考えてよいのでしょうかと聞かれて、そういうものでは必ずしもないのだが、そういうことを考える上での参考になるのだといったようなことを答えました。認証に限らず、より広くどうしたら安心してシェアリングエコノミーを使えるのかというガイドライン、パンフレットのようなものが1個あると、それを読んでおいてくださいで結構済む。そういったようなバイブルを伝道いただくのも、ある種の関係者の役割かと思っておりますので、ぜひ考えていただきたいというのが2つ目。

3つ目として、こういった官民連携のルールづくりに直接参加していて改めて感じるのは、ルールというのはまことに公共財なのだということです。もうすこし端的に言うと、ルールをつくるにはお金がかかる、維持するにはさらにお金がかかる。社会的に意義のあるルールであればあるほど、公共財としての価値が高ければ高いほど、過小供給が生じるというのが経済学

ではストレートに教えるところだと思います。

こういった施策を進めていく中で、参加のメリットを明確にすることなど含め、いろいろな方法があると思いますけれども、ルールづくりに対する支援というのも、モデルガイドライン2.0とあわせて、ぜひ積極的に考えていただいて、より公共財としての価値を持つルールがつくられていく体制をつくっていただくとよいかというのが3点目です。

その上で一つだけ御質問なのですけれども、きょういろいろな新しいシェアリングエコノミーのお話を聞いていて、最初の遠藤CIOのお話を含めまして、シェアエコというのはどこまで含まれるのかといったときに、明らかにBtoCというか、BtoBというか、そういったようなものが非常に大きくなってきている。先ほどお話しに出た中国の100兆円というの、Mobikeなどを含めて、あれはかなりBtoBやBtoCのシェアリングエコノミーが入っている。今のモデルガイドラインは明らかにCtoCを媒介するプラットフォームを対象にしていますけれども、次のモデルガイドラインの改定では、そういったようなものまである程度視野に入れる可能性というのはあるのかについて、現状の見通し等を教えていただければと思います。

○安念主査 どうでしょうか。

まず高田さん、どうぞ。

○高田企画官 当然視野には入ってくると思います。

ただ、そうすると単なるレンタルサイクルまで本当にシェアリングエコノミーというのかというところもありますので、その辺の閾値というのをどこに引くのかというところは一つの御議論は必要なかと思っております。

○安念主査 重松さん、佐別当さん、何かコメントがおありでしたら。

○重松構成員 シェアリングエコノミー協会の重松でございます。

私は現場で実際にプレイヤーとして、会社を運営してサービスをやっているのですけれども、今220社登録があって、経営者と現場の担当者で結構いろいろな情報交換をしているのですけれども、皆様、かなりすごい勢いで成長しているなど現場で感じています。

うちの会社もおかげさまでかなり伸びていますし、メルカリさんが恐らく年内に上場する。かなりの時価総額がつくと言われていて、メルカリマネーではないのですけれども、またそこからいろいろなシェアリング系のスタートアップに出資がなされていって、メルカリとかLINEが決済のプラットフォームをアリババとかテンセントみたいな感じでとっていくというところで、シェアリングエコノミーは非常に信用性が高いので、あの辺をとっていくみたいな争いというか、覇権争いみたいなものがこれから広がっていく。これから世の中が大きく変わろうとしているというのを現場にいて実感しております。

一方で、やはり課題としてでてきている納税のところとか、ここは本当に協会としても、皆さん納税はしたいのだけれども、どうやっていいかわからないみたいな人がいっぱいいらっし

やるので、そこを何とか仕組みのところなるべく、会計ソフトとの連携とか喚起を啓蒙も含めてやっていきたいなと考えております。

あとは消費者のマインドを変えていくところ。ここは本当にリピートをしているいろいろなサービスをどんどん使っていくと、こういうものかという感じでなっていくものではあるのです。特に若い方はレビューが傷つくのを嫌がるので、むしろ丁寧に使うのです。

とはいえ、まだまだ初心者が多いところですので、そこはプラットフォームとしても、協会としても、賢い消費者をつくるというところは消費者庁といったところと連携してつくっていききたいなと考えております。

あとは、公共調達で積極的に使っていただくとか、公共のスペースだったり、人材とか、いろいろなリソースをうまく変えていくところで一気にシェアリングエコノミーが一般化していくのではないのかなと思っています。

本当にここ1年でまた大きく変わるなと思っています。

ありがとうございます。

○安念主査 盛り上がってきたところで大体時間になってしまった。

ちょっと済みませんが、ではまたメール等でお寄せいただければと存じます。

私から一言だけ。

豊通さん、オペレーターつきで農機具のシェアリングなさいませんか。私、素晴らしいアイデアになるような気がして、何となくわくわくして聞いておりました。ただの素人の思いつきでございます。

最後に、50年前に元祖シェアリングをなされた御経験のある遠藤CIOから締め言葉を。

○遠藤政府CIO きょうはいろいろな方面から見ていただいて、いろいろな意見をいただきまして、ありがとうございました。

ぜひ皆さんの御意見を生かして、さらなる展開ができるようにと思います。

私も今安念先生が言われたように、農業のことについて、ここ数年ですけれども、非常に気にしてまして、農業、林業、水産業、こういったところは日本がかなり資源を本当は持っているのです。にもかかわらず、余り十分に使われていない。それは従事する人が少なくなってきたという面もあるのですが、今いろいろな発想をすると、もうちょっと何かできるのではないかと。

例えば、農機具も普通世界に冠たる工業の中の冠たる企業は365日24時間設備投資したら使うというようなことをやっているわけです。ところが、農業はどうなのか。その何十分の一しか使っていないわけです。それで競争力が足りない、国とか何かでカバーしてくれとか、ちょっと甘っちょろいのではないかと。農業の人を誹謗しているわけではないのですけれども、もうちょっと工夫をしてお互い助け合うことによって、例えば農機具が何万台とか言っていたが、あんなものは5分の1か10分の1で日本全国カバーできる可能性十分あるのではないかと。

そういうように、個人の仕事とか生活のところだけではなくて、国全体として見たときにシ

エアリングエコノミーというのをどう捉えるかということ、一つ大きくウエートを置いて考えるということも、我々社会全体の豊かさを増すためにも非常に重要なことになるのではないかと、きょう改めて思うチャンスをいただきました。

どうもありがとうございました。

以上です。

○安念主査 遠藤CIO、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から。

○高田企画官 ありがとうございました。

次回の日程について、改めて事務局より御連絡をいたします。

夏ごろを想定してございますが、また座長や構成員の皆様、関係省庁と協議の上、御連絡を差し上げます。

きょうはありがとうございました。

○安念主査 本日はどうもありがとうございました。